

現 場 説 明 書		
1	工 事 名 称	令和8年度 旧中込第二保育園解体工事
2	工 事 箇 所	佐久市中込1760
3	工 事 概 要	旧中込第二保育園解体工事一式 鉄筋コンクリート造 平家建て 鋼板葺き 794 m ² 屋外倉庫、樹木等の外構撤去工事 ほか
4	関 連 工 事	-
5	支 払 条 件	-
6	注 意 事 項	
	(1)	現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺に仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第3者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障がないよう十分注意すること。当工事現場は住宅が近接しているため、砂等が近隣の建物に吹き込まないように、必要に応じて防砂対策を行うこと。 施工にあたり、安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。
	(2)	工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。
	(3)	工事着手前に現場及び周辺の記録写真を詳細に撮影し、工事の影響で損傷した場合は現状に回復すること。
	(4)	近隣の住民等に工事について協力を依頼し、トラブルが発生しないよう配慮すること。 また、通行人に対しての安全についても配慮すること。
	(5)	本工事における交通誘導員は、交通誘導員Aを配置すること。安全体制を十分に協議し、関係機関との調整を行い、計画書を提出すること。 なお、自社の従業員で誘導を行う場合は、警備業法14条で規定する以外のものとし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているものとみなし、協議のうえで変更する。
	(6)	建退共に加入し契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。 なお、工事契約後は必要枚数分の共済用紙を購入し、原則として現物支給とすること。
	(7)	各種法令による官公庁への届出等を適切に行うこと（除却届、アスベスト事前調査報告書等）。
	(8)	